

津波災害対策編

津波災害対策編

第1章 総則

第1節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	1-1-1
第2節	津波浸水想定	1-2-1
第3節	地形特性に応じた対策の方向性	1-3-1

第2章 災害予防

第1節	防災教育・訓練	2-1-1
第2節	自主防災組織の育成	2-2-1
第3節	防災都市計画	2-3-1
第4節	集落孤立対策	2-4-1
第5節	建築物等災害予防	2-5-1
第6節	道路・橋りょう・トンネル等の地震・津波対策	2-6-1
第7節	港湾・漁港施設の地震・津波対策	2-7-1
第8節	鉄道事業者の地震・津波対策	2-8-1
第9節	治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策	2-9-1
第10節	農地・農業用施設等の地震・津波対策	2-10-1
第11節	防災通信施設の整備と地震・津波対策	2-11-1
第12節	放送事業者の地震・津波対策	2-12-1
第13節	電気通信事業者の地震・津波対策	2-13-1
第14節	電力供給事業者の地震・津波対策	2-14-1
第15節	ガス事業者等の地震・津波対策	2-15-1
第16節	上水道の地震・津波対策	2-16-1
第17節	下水道等の地震・津波対策	2-17-1
第18節	危険物等施設の地震・津波対策	2-18-1
第19節	火災予防計画	2-19-1
第20節	水防活動体制の整備	2-20-1
第21節	廃棄物処理体制の整備	2-21-1
第22節	救急・救助体制の整備	2-22-1
第23節	医療救護体制の整備	2-23-1
第24節	避難体制の整備	2-24-1
第25節	要配慮者の安全確保計画	2-25-1
第26節	食料・生活必需品等の確保計画	2-26-1
第27節	学校等の地震・津波防災対策	2-27-1
第28節	文化財の地震・津波防災対策	2-28-1
第29節	ボランティア受入れ体制の整備	2-29-1
第30節	事業所等の事業継続	2-30-1
第31節	行政機能の保全	2-31-1

第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	災害時の通信確保	3-3-1
第4節	被災状況等収集伝達計画	3-4-1
第5節	広報計画	3-5-1
第6節	津波避難計画	3-6-1
第7節	避難所運営計画	3-7-1
第8節	避難所外避難者の支援計画	3-8-1
第9節	自衛隊の災害派遣計画	3-9-1
第10節	輸送計画	3-10-1
第11節	警備・保安及び交通規制計画	3-11-1
第12節	海上における災害応急対策	3-12-1
第13節	消火活動計画	3-13-1
第14節	水防活動計画	3-14-1
第15節	救急・救助活動計画	3-15-1
第16節	医療救護活動計画	3-16-1
第17節	防疫及び保健衛生計画	3-17-1
第18節	こころのケア対策計画	3-18-1
第19節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-19-1
第20節	廃棄物の処理計画	3-20-1
第21節	トイレ対策計画	3-21-1
第22節	入浴対策計画	3-22-1
第23節	食料・生活必需品等の供給計画	3-23-1
第24節	要配慮者の応急対策	3-24-1
第25節	建物の応急危険度判定計画	3-25-1
第26節	宅地等の応急危険度判定計画	3-26-1
第27節	学校等における応急対策	3-27-1
第28節	文化財応急対策	3-28-1
第29節	障害物の処理計画	3-29-1
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-30-1
第31節	愛玩動物の保護対策	3-31-1
第32節	災害時の放送	3-32-1
第33節	公衆通信の確保	3-33-1
第34節	電力供給応急対策	3-34-1
第35節	ガスの安全、供給対策	3-35-1
第36節	給水・上水道施設応急対策	3-36-1
第37節	下水道等施設応急対策	3-37-1
第38節	危険物等施設応急対策	3-38-1
第39節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-39-1
第40節	港湾・漁港施設の応急対策	3-40-1
第41節	鉄道事業者の応急対策	3-41-1
第42節	治山・砂防施設等の応急対策	3-42-1

第43節	河川・海岸施設の応急対策	3-43-1
第44節	農地・農業用施設等の応急対策	3-44-1
第45節	農林水産業応急対策	3-45-1
第46節	商工業応急対策	3-46-1
第47節	応急住宅対策	3-47-1
第48節	ボランティアの受入れ計画	3-48-1
第49節	義援金の受入れ・配分計画	3-49-1
第50節	義援物資対策	3-50-1
第51節	災害救助法による救助	3-51-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

津波災害対策編

第1章 総則

第1節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

1 基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下、本章において「法」という。）及び法に基づく「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた県及び市の対応方針について記載する。

- (1) 津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- (2) 津波の想定にあたっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査するものとする。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。
- (4) 津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずるものとする。
- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる、法に基づく津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、本節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施するものとする。

なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査（航空レーザ測量等）の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、基本指針に基づき国が県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表するものとする。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。
また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。
- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、県及び市は必要な措置を講ずるものとする。

5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

- (1) 市は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、本節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 市は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (3) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるよう努める。
- (4) 市は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- (5) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (6) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（県が定める基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (7) 県及び市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。
- (8) 市は、津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に定める要配慮者が利用する施設の所在地等の情報も活用して、救助・救急活動に努めるものとする。

第2節 津波浸水想定

津波災害対策編の策定にあたっては、平成23年から平成25年にかけて県が実施した「新潟県津波浸水想定調査」に基づく想定地震及び浸水想定及び、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）に基づき設定された津波断層モデルを踏まえた浸水想定を津波浸水想定とする。

なお、法に基づく対応方針については、本章第1節の記載のとおり、同法及び津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）の趣旨に沿って、必要な津波対策を検討するものとする。

1 県独自の津波浸水想定

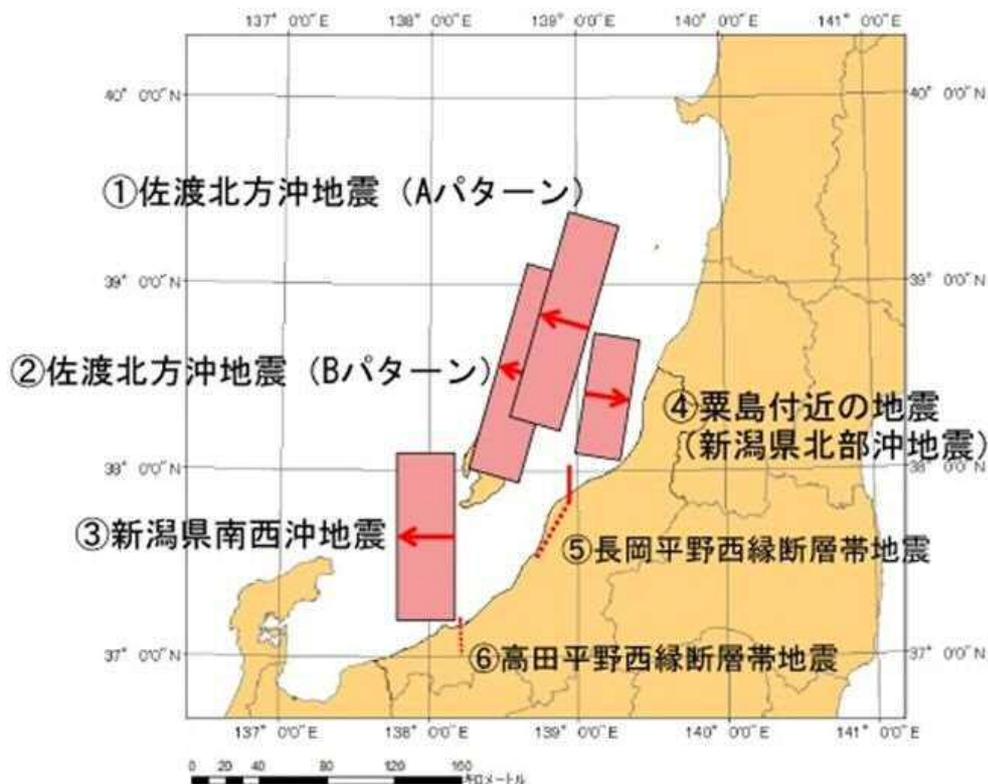
県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成23年5月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル（以下、「断層モデル」という。）、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定図の見直しを行った。

(1) 断層モデル（想定地震）

想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の6地震を想定地震としている。

〔想定地震・規模〕 （単位 Mw は、モーメントマグニチュード）

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 佐渡北方沖地震（Aパターン） | Mw 7.80 |
| ② 佐渡北方沖地震（Bパターン） | Mw 7.80 |
| ③ 新潟県南西沖地震 | Mw 7.75 |
| ④ 新潟県北部沖地震（粟島付近の地震） | Mw 7.56 |
| ⑤ 長岡平野西縁断層帯地震（弥彦一角田断層） | Mw 7.63 |
| ⑥ 高田平野西縁断層帯地震 | Mw 7.10 |

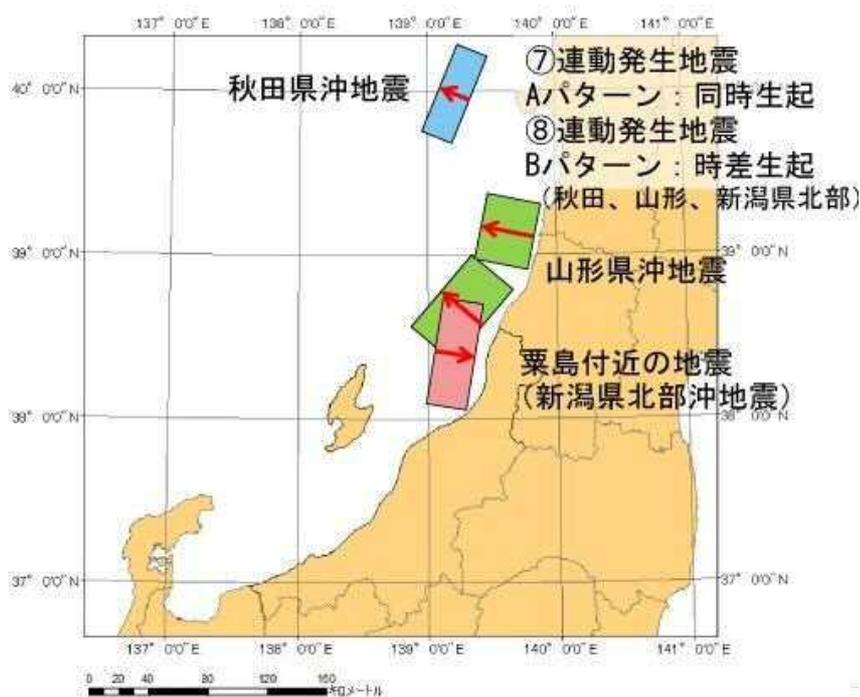


(2) 断層モデル (参考地震)

連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとし、3連動地震を含めて津波対策の検討を行っている。

[参考地震・規模] (単位 Mw は、モーメントマグニチュード)

- ⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖) Mw 8.09
- ⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部)



(3) 断層モデルの緒元

想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。

		モーメント マグニチュード	緯度	経度	深さ	走向	傾斜角	滑り角	長さ	幅	食い違い量 (すべり量)	その他備考
①	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの
②	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384	
③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400	
④	粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330	
⑤	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.85	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600	
⑥	高田平野西縁断層帯	7.25	37° 17'	138° 15'	0	178	45	90	30	18	300	
⑦	連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定
⑧	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個別の地震の諸元は、下記のとおり)										
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定
	山形県沖の地震 (南側断層)	7.86	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795	
	山形県沖の地震 (北側断層)	7.76	38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795	
	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	60	30	330	

(4) 県独自の津波浸水想定

上記1の想定地震・参考地震の津波シミュレーション（津波浸水想定）の考え方は次のとおりである。

① 堤防の取扱

東日本大震災では、津波、地盤沈下や液状化により海岸堤防、河川堤防が破壊されるなど機能しなかったことから、今回の新潟県津波浸水想定調査の想定においては、海岸堤防等が機能する場合と機能しない場合の2つのケースを想定している。

② 浸水区域、到達時間について

ア 浸水区域

浸水はメッシュごとに判定しており、水位が20cmに達したメッシュについて浸水していると判断している。なお、解析メッシュは、10mメッシュである。

イ 到達時間

地震発生後、初期水位から最初に水位が20cm上昇した時間を到達時間としている。

③ 地盤変動量

今回の想定では、地盤変動により発生する津波が小さくならず、また、浸水深が小さくならないよう、海域については地盤の隆起・沈降を考慮し、陸域については地盤の沈降のみを考慮している。

④ 河川遡上

次に掲げる河川について、津波の河川遡上による浸水想定を行っている。

一級水系 荒川、阿賀野川、信濃川（関屋分水路及び大高津分水路を含む）、
関川（保倉川及び戸野目川を含む。）、姫川

二級水系 大川、三面川、胎内川、落堀川（見透川及び舟戸川を含む）、加治川、
新川（広通川を含む）、鯖石川（別山川を含む）、鶴川、国府川

■沿岸市町村別の最大津波高及び第一波到達時間（想定地震）

	最大津波高		第一波到達時間	
	地震	津波高 (T. P. m)	地震	到達時間
村上市	粟島付近の地震	2.0～5.4m	粟島付近の地震	5分以内
胎内市	佐渡北方沖地震（A）	2.5～4.3m	粟島付近の地震	5分以内
新発田市	佐渡北方沖地震（B）	2.9～3.1m	粟島付近の地震	5分以内
聖籠町	佐渡北方沖地震（A）	2.1～3.5m	粟島付近の地震	5分以内
新潟市	長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	1.5～7.3m	粟島付近の地震 長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
長岡市	新潟県南西沖地震	3.1～4.0m	長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
出雲崎町	新潟県南西沖地震	2.4～4.2m	長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
柏崎市	新潟県南西沖地震	3.3～4.9m	長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
上越市	新潟県南西沖地震	2.4～5.2m	新潟県南西沖地震 高田平野西縁断層帯	5分以内
糸魚川市	新潟県南西沖地震	1.9～3.8m	新潟県南西沖地震	5分以内
佐渡市 (北部)	粟島付近の地震	0.7～4.6m	佐渡北方沖地震（A） 佐渡北方沖地震（B） 長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
佐渡市 (南東部)	新潟県南西沖地震	1.4～7.3m	佐渡北方沖地震（B） 長岡平野西縁断層帯 (弥彦一角田断層)	5分以内
佐渡市 (南西部)	新潟県南西沖地震	1.9～3.9m	新潟県南西沖地震	5分以内
粟島浦村	佐渡北方沖地震（B）	1.8～3.3m	粟島付近の地震	5分以内

1. 最大津波高の地震は、沿岸で最も高い津波高となる地震を指す。
2. 第一波到達時間は、市町村ごとに、沿岸のすべての地域の到達時間ではなく、最も早く到達する地域での到達時間をいう。

(5) 本市における津波浸水想定

本市における津波浸水想定は、新潟県が平成23年から平成25年にかけて実施した「新潟県津波浸水想定調査」に基づくものとし、最大津波高及び第一波の影響が最も大きい新潟県南西沖地震を想定地震として、次のとおり津波浸水想定とする。

① 想定地震

新潟県南西沖地震 Mw 7.75

緯度	経度	上端の 深さ	走向	傾斜角	滑り角	長さ	幅	食い違 い量 (すべり量)
37° 11'	137° 45'	2 km	0°	35°	90°	100km	38km	400cm

② 最大津波高及び第一波到達時間（新潟県南西沖地震）

最大津波高 1.9～3.8m

第一波到達時間 5分以内

③ 当市沿岸における最高水位分布（新潟県南西沖地震）

青海地域		糸魚川地域		能生地域	
境川河口	2.54m	姫川港内	2.60m	鬼舞漁港	2.67m
市振漁港	2.67m	寺町	2.48m	木浦川河口	3.20m
親不知漁港	2.02m	海川河口	2.56m	能生川河口	2.89m
青海川河口	2.66m	前川河口	2.58m	能生海水浴場	3.03m
田海川河口	2.11m	大和川漁港	2.63m	百川海水浴場	3.56m
八千川河口	1.97m	早川河口	2.58m	藤崎海水浴場	3.79m
姫川河口	1.89m	中宿	3.19m	筒石川河口	3.61m
		浦本漁港	3.45m		

※ 施設条件：海岸・河川堤防無し

※ 津波高出力位置：水深 T.P. -1.0m 地点

④ 河川遡上の影響

新潟県による河川遡上の解析の結果、姫川では河川遡上の影響はないとされている。

⑤ 被害の想定

新潟県が平成23年から平成25年にかけて実施した「新潟県津波浸水想定調査」では、津波による被害想定は検討されていない。

本市における津波災害の被害想定については、平成7年から平成10年にかけて新潟県が実施した「新潟県地震被害想定調査」が直近の調査であり、想定地震の震源等も平成23年から平成25年にかけて新潟県が実施した調査と近似している。

よって、各調査の解析手法等に違いがあることに留意した上で、本市における津波災害の被害想定は、「新潟県地震被害想定調査報告書」（平成10年3月）を参考とするものとする。

被害の想定は、震災対策編 第1章「第1節 地震被害想定」に準ずる。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

(1) 津波浸水想定の間緯・位置づけについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行された。

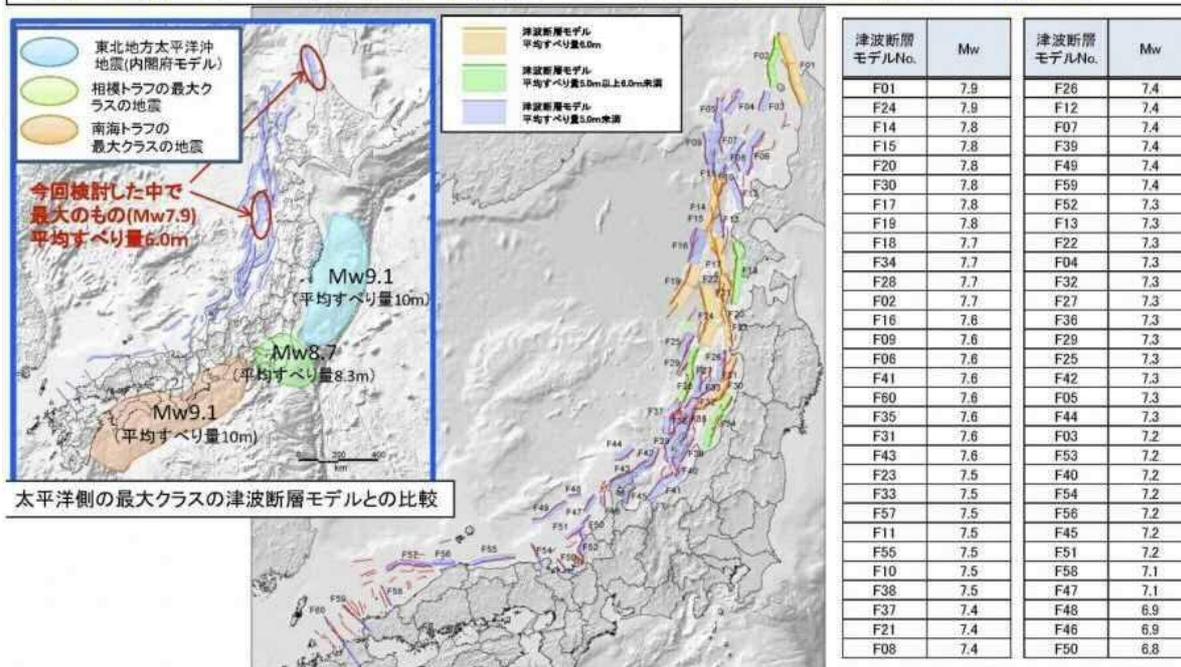
国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、都道府県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に、新たな知見による津波断層モデル（60断層）が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたが、あらためて、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえた津波浸水想定を作成し、平成29年11月に公表された。

津波の発生要因となる大規模地震の津波断層モデルの検討

今回の検討において、津波対策の観点から60の海底断層の震源断層モデルを設定。



左図は震源断層を上から見た図。
 ・垂直に立っている断層は直線状に表現
 ・傾いている断層は矩形状に表現

15

(日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書(平成26年8月))

(2) 津波断層モデルについて

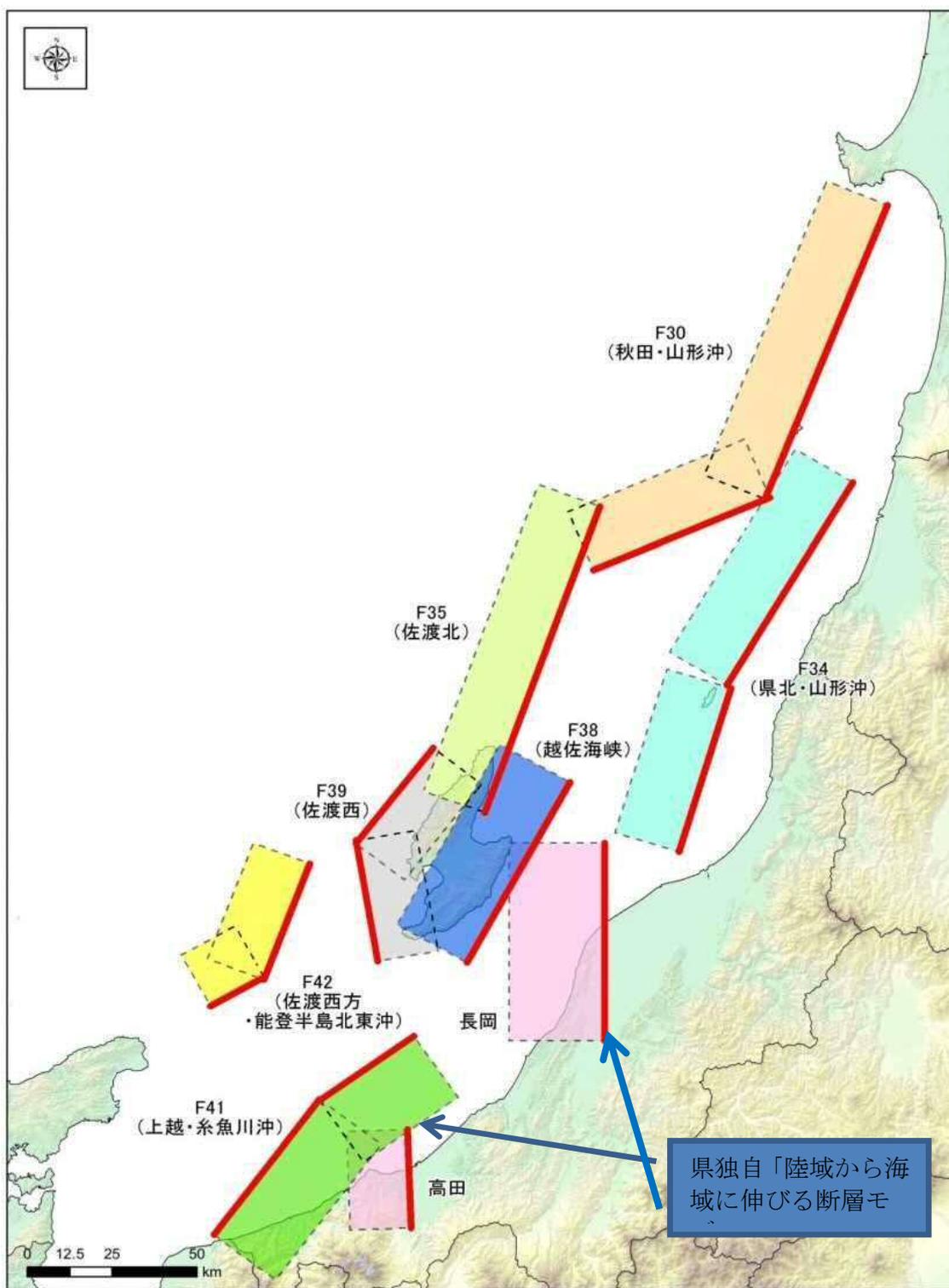
法に基づく津波浸水想定では、国が公表した60断層モデルのうち新潟県に影響が大きい7断層及び、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる2断層の計9断層が選定された。

津波浸水想定図等では、9断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層12モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

- 国公表による津波断層モデル
 F30(秋田・山形沖)、F34(県北・山形沖)、F35(佐渡北)、F38(越佐海峡)、F39(佐渡西)、F41(上越・糸魚川沖)、F42(佐渡西方・能登半島北東沖)
- 県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル
 長岡平野西縁断層帯(弥彦一角田断層)、高田平野西縁断層帯

津波断層モデルの位置図



津波断層モデルの諸元

	モーメント マグニチュード Mw	緯度	経度	上端の 深さ km	走向 度	傾斜角 度	滑り角 度	長さ km	幅 km	食い違い量 (すべり量) cm	備考
1 国	F30 (秋田・山形沖)	F31	39.8052	139.8661	1.3	202	45	98	96.1	19.3	秋田県沖(F31)
		F32	39.0100	139.4516		247	45	120	56.5	19.3	600 山形県沖(F32)
2 国	F34 (東北・山形沖)		39.0485	139.7337	1.1	211	45	106	71.9	19.7	545
			38.4894	139.3120		197	45	97	52	19.7	
3 国	F35(佐渡北)	7.6	38.9690	138.8728	1.4	200	45	96	99.1	19.2	459 ※国が新潟県に影響の大きいとした断層には含まれず。(栗島浦村最大津波高)
4 国	F38(佐渡南端)	7.5	38.2341	138.7683	1.3	209	45	95	62.6	23.6	389
5 国	F39 (佐渡南)		37.7431	138.1239	2.3	350	45	67	37.3	18	367
			38.0658	138.0489		38	45	73	36.9	18	
6 国	F41 (上陸・糸魚川沖)		36.9922	137.5859	1.9	37	45	76	51.5	22.7	466
			37.3618	137.9308		55	45	102	34.1	22.7	
7 国	F42 (佐渡西方・ 能登半島北東沖)		38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	310
			37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7	
8 県	長岡平野西縁断層帯 (新庄～角田断層)	7.63	38° 04' (38.0667)	138° 53' (138.8833)	0	180	45	90	60	28	600 国の新たな断層モデル対象外の陸域から海域に伸びる断層として採用 断層パラメータは国の地震調査研究推進本部の 推定値を基本に、食い違い量を新潟県津波対策 検討委員会において推定した値を採用
9 県	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17' (37.2833)	138° 13' 30" (138.2250)	0	178	45	90	30	18	300

(3) 市町村別最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

市町村別の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

	最高津波水位 (沿岸(全海岸 線)) (※1)	影響開始時 間 (※2)	浸水面積 (浸水深 1cm 以 上)	津波水位 (沿岸代表地点(194 地 点))(※3)
糸魚川市	3.4～13.0m	5分以内	467ha	4.5～10.6m
上越市	4.8～12.5m	5分以内	1,013ha	5.5～10.9m
柏崎市	2.5～6.7m	5～10分	184ha	2.5～5.8m
出雲崎町	3.1～6.0m	5～10分	49ha	3.3～4.0m
長岡市	3.1～7.8m	5分以内	187ha	4.1～6.7m
新潟市	2.8～11.8m	5分以内	10,736ha	3.2～11.0m
阿賀野市	—	—	35ha	—
聖籠町	3.2～7.1m	5～10分	174ha	3.8～6.1m
新発田市	6.6～8.7m	5～10分	155ha	7.1～8.1m
胎内市	5.1～10.5m	5～10分	256ha	6.7～8.0m
村上市	4.6～14.0m	5分以内	1,108ha	3.3～10.3m
栗島浦村	4.4～15.0m	5分以内	109ha	6.3～9.2m
佐渡市	2.4～12.8m	5分以内	1,860ha	1.4～9.4m
計			16,334ha	

※1 最高津波水位(沿岸(全海岸線))

各市町村における、海岸線から沖合約30mの各地点(全海岸線)の津波水位の最高値。

津波水位は、東京湾平均海面(T.P.) (陸地の標高0mの基準)からの海面の高さを表している。

※2 影響開始時間

沿岸64の代表地点(標高T.P.-5m程度の地点)において初期水位から20cm上昇または低下したときの市町村別の最短時間。

※3 最高津波水位(沿岸代表地点(194地点))

各市町村における、各代表地点(標高T.P.-1m程度の地点)における津波水位の最高値。

第3節 地形特性に応じた対策の方向性

1 糸魚川市の地形特性

本市は新潟県の最西端に位置し、51.225km（平成23年度海岸統計）に及ぶ海岸線を有している。また、南は北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山（2,769m）や頸城連峰の活火山である焼山（2,400m）が連なっている。

個性豊かな自然に恵まれ、優れた地質遺産、自然、歴史、文化等から日本で初めて世界ジオパークに認定された地域である。

海岸線は、天下の険といわれる断崖絶壁の親不知ジオサイトや海底火山の火山堆積物と砂岩・泥岩からなる弁天岩ジオサイト等の特色ある地形のほか、6つの海水浴場があり、変化に富んだ海岸線となっている。

また、海岸線と平行に国道8号線や北陸自動車道、北陸本線が敷設されており、姫川の河口には総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されている姫川港があり、海岸線には7つの漁港が点在している。

海岸沿いの平地部や漁港の背後には、居住地域が形成されているが、総じて平地部が狭く、居住地の背後には崖や斜面が迫っている地域である。

新潟県地域防災計画津波対策編における地域特性に応じた地域の類型化では、本市の海岸線全域が「海岸集落地域」に分類されている。

■新潟県地域防災計画津波対策編における地域特性に応じた地域の類型化

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア 海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域。

イ 川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する恐れがある地域

(2) 河川遡上地域（早期避難地行き）

大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域。

(3) 低平地浸水地域（長期湛水地域）

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域。

(4) 津波避難者受け入れ地域

津波による浸水の影響がないことが想定される地域（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。）

【地域類型と浸水開始時間の目安】

地域類型	浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間 30分未満
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30分以上 120分未満
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120分以上
津波避難者受け入れ地域	浸水なし

2 地形特性に応じた対策の方向性

新潟県地域防災計画津波対策編の海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性に準じ、本市の地形特性に応じて、津波災害対策の方向性を次のとおりとする。

(1) 想定される事態

① 被害

- ア 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達する。
- イ 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。
- ウ 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- エ 避難場所等の孤立が予想される。

② 避難情報の伝達

防災行政無線の機能喪失によって、津波警報情報の伝達が遅れる。

③ 避難行動

- ア 津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが避難の遅れが想定される。
- イ 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。
- ウ 海水浴客、釣客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への認識不足から避難の遅れが想定される。

(2) 対策

① 二次災害の防止

- ア 津波により浸水するおそれがある避難場所の対浪化の検討
- イ 孤立した避難場所等への支援や移送方法の検討

② 避難情報伝達

- ア 多様な情報伝達体制の整備
- イ 情報の発信者から受信者まで一連の情報伝達体制の強化

③ 避難行動

- ア 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- イ 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
- ウ 避難経路の検討
- エ 高台への避難路の整備検討
- オ 避難経路の誘導案内方法の検討
- カ 具体的な避難経路と避難先を想定した実際的な訓練
- キ 要配慮者の避難支援対策の検討
- ク 避難手段の検討

3 市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民等の責務

- ① 津波による人的被害を軽減する方策は市民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。
- ② 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。
- ③ 市民及び事業者は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- ④ 市民及び事業者は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全

を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(2) 地域に求められる役割

- ① 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ並びに率先避難を行う。
- ② 市民及び事業者は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- ③ 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ④ 事業者は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。
- ⑤ 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- ⑥ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の閉鎖活動の最小化に努める。

(3) 市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、津波災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、防災関係機関及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防職及び消防団員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、待避ルール確立と津波災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

(4) 県の責務

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、防災関係機関及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

また、市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(5) 防災関係機関の責務

① 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、津波災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

② 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

③ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

- ① 地域防災力の基盤を支える市民、自治会、自主防災組織及び事業者等が行う自らの安全を確保するための取組を奨励、支援する。
- ② 市職員並びに自治会、自主防災組織及び事業所等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。
- ③ 市、県、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。
- ④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく個別プラン等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 主な取組

(1) 防災教育が目標とする状態

- ① 児童、生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全に行動できる能力を身につけ、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- ② 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び地震又は津波時に発生する可能性の高い被害に関する知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- ③ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場等において必要な支援行動ができる。
- ④ 市民が緊急地震速報の伝達方法及び取るべき行動について理解し、実際に対応できる。
- ⑤ 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員として災害時に必要な行動を取ることができる。
- ⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震及び津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震及び津波対策を自ら率先して実行できる。

(2) 防災訓練が目標とする状態

- ① 地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおいて、市民が自ら及び家族の安全を確保するとともに、冷静かつ適切な防災対策及び避難行動ができる。
- ② 災害発生時において、応急対策の実施主体となる市職員が、それぞれの役割及び業務内容を理解し、適切に判断して行動できる。

3 それぞれの役割

(1) 防災教育

① 市民・事業者等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (ウ) 次世代への被災経験の伝承
- (エ) 各家庭での事前対策及び地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの行動に関する話し合い
- (オ) 緊急地震速報受信時の取るべき行動等に関する理解
- (カ) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- (キ) 強い揺れ(震度4以上)又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- (ク) 呼びかけ避難及び率先避難
- (ケ) 原則として、徒歩による避難をすること

イ 地域の役割

- (ア) 自治会及び自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (イ) 地域内の地震被害危険箇所及び津波浸水被害想定箇所の把握・点検・確認
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承
- (エ) 呼びかけ避難及び率先避難
- (オ) 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

ウ 事業者の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 社内での事前対策及び地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの行動に関する検討
- (ウ) 災害発生時における地域支援及び連携のあり方について検討
- (エ) 緊急地震速報の仕組み及び取るべき行動等に関する社内教育

② 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業者、NPO、自治会及び自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア 地域社会における防災教育の推進

- (ア) 自治会及び自主防災組織が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
- (イ) 自治会及び自主防災組織が行う防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

イ 学校教育における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラム等を活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リス

クに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

エ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

オ 市民に対する防災知識の普及

市は、市民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努めるものとする。

(ア) 普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

a 津波に関する一般的知識

・ 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

・ 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

・ 津波浸水想定公表

b 市地域防災計画の概要

c 自主防災組織の意義

d 平常時の心得

- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策
- ・ 避難路及び指定緊急避難場所の把握
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）をあらかじめ決めておく
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）をあらかじめ決めておく
- ・ 要配慮者の所在の把握
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

e 災害時の心得

- ・ 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

- ・ 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - 津波警報・大津波警報が発表されたとき、又は避難指示が発令されたときは、揺れを感じていなくても、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。
 - 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる必要があること。
- ・ 災害情報、避難情報等の入手方法
- ・ 早期避難、率先避難の重要性
 - 自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。
- ・ 負傷者や要配慮者の避難支援等
- ・ 初期消火活動等
- ・ 避難場所や避難所での行動
- (イ) 普及の方法
 - a ホームページ、広報誌等の利用
 - b 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用
 - c 津波ハザードマップの作成及び公表
 - d 研修会、講演会等の開催及び訓練の実施
 - e 起震車の利用
 - f テレビ、ラジオ及び新聞等の利用
- カ 災害教訓の伝承
 - (ア) 災害教訓の伝承の重要性についての啓発
 - (イ) 市民が災害教訓を伝承する取組を支援するための、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開
- キ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進
 - (ア) 要配慮者本人及び家族の防災学習機会の提供
 - (イ) 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習機会の提供
 - (ウ) 介護事業者及び介護従事者等の防災学習機会の提供
 - (エ) 外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習機会の提供
- ク 企業等における防災教育の推進
 - (ア) 企業等が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
 - (イ) 企業等が防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供
- ケ 市職員の災害対応能力を高めるための防災教育、防災部門の人材育成
- コ 市職員を対象とした地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの避難誘導及び適切な施設管理等に関する教育の実施
- ③ 県の役割
 - ア 学校における防災教育の推進
 - 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
 - (ア) 県立学校における防災教育の実施
 - (イ) 私立学校に対する啓発
 - (ウ) 県立看護大学職員・学生に対する防災教育及び講師派遣等の支援
 - イ 社会教育における防災学習の推進
 - ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援
 - (ア) 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児
 - 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。
 - (イ) 外国人に対する防災知識の普及・周知への支援
 - エ 県民に対する防災知識の普及

オ 災害教育の伝承

カ 県職員の防災教育の実施及び防災部門の人材育成

キ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

- (ア) 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。
- (イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
- (ウ) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
- (エ) 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
- (オ) 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

ク 市職員に対する防災教育の支援

④ 新潟地方気象台の役割

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識(強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること等)

イ 津波の特性や津波に関する知識(津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波・第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等)

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

カ 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識

⑤ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について市民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応じて支援する。

(2) 防災訓練

防災訓練については、震災対策編第2章第1節「3 それぞれの役割」の『(2) 防災訓練』に準ずる。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、最大クラスの津波や想定より津波の到達時間が早くなる可能性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第2節 自主防災組織の育成

担当部署	企画定住課	能生事務所	青海事務所	◎消防本部
------	-------	-------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の共助の意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の育成

自治会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会との連携による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力
④ 防災資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する避難誘導
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分
	⑧ 避難所運営協力

具体的な計画は、震災対策編 第2章「自主防災組織の育成」に準ずる。

第3節 防災都市計画

担当部署	◎建設課	都市政策課	ガス水道局	消防本部
------	------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりのため、市、県、国等の各種機関は協力し、総合的な施策を推進する。

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 計画的な土地利用の規制、誘導
- ③ 防災上危険な市街地の解消
- ④ 都市における緑化の推進と緑地の保全
- ⑤ 災害に強い宅地造成の推進
- ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難地や避難路等のユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 積雪期の対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 主な取組

- (1) 年度計画を立て、老朽化住宅の把握及び耐震化を促進する。
- (2) 年度計画を立て、防災上の拠点となる施設の耐震調査を行い、不適格施設については早期に耐震化を図る。
- (3) 年度計画を立て、危険宅地の把握と市民への周知を行う。
- (4) 過去の道路被災状況や渋滞状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線を確保する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

災害に強いまちづくりを効果的に進めるには、市民が主体となって合意形成を行い、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが重要であるため、日ごろから地域の防災上の課題等の把握に努める。

また、市民一人ひとりがアイデアを出し合い、災害に強いまちづくりに努める。

② 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適合しない区域は開発

計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

(2) 市及び県の役割

① 津波に強いまちの形成

ア 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討するものとする。

イ 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

ウ 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

エ 市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

オ 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

カ 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

キ 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化の確保に努めるものとする。

ク 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ケ 市及び県は、港湾又は漁港施設等の津波の危険性の高い地域で働かざるを得ない人員の命を守る施設の整備を検討するものとする。

コ 市及び県は、甚大な津波被害が予想される場合、地盤の高い場所に都市機能を移すことも検討するものとする。

サ 市は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報、警報及び避難情報等の伝達方法を定めるものとする。

② 避難関連施設の整備

ア 市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努

めるものとする。

イ 市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

ウ 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間の短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

③ 建築物の安全化

ア 市及び県は、駅等の不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

イ 市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や校舎の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

④ ライフライン施設等の機能確保

市及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

⑤ 危険物施設等の安全確保

市及び県は、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(3) ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者は、上下水道、電気、電話、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(4) 北陸地方整備局の役割

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

第4節 集落孤立対策

担当部署	企画定住課	能生事務所	青海事務所	◎消防本部
------	-------	-------	-------	-------

1 計画の方針

中山間地及び海岸部の一部の地域では、地震による土砂崩れや津波による交通遮断及び降積雪により孤立状態となることが予想されることから、救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備等の環境整備を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第4節 集落孤立対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第4節 集落孤立対策」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

第5節 建築物等災害予防

担当部署	◎都市政策課 消防本部 施設所管部署
------	--------------------

1 計画の方針

地震又は津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震又は津波が発生した後の建築物の損壊等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

① 防災上重要な公共建築物等の災害予防

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図ることとする。

また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努めるものとする。

② 不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

市、県、国及び施設管理者は、駅等の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

② 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

(3) 積雪期の対応

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第6節 建築物等災害予防」に準ずる。

第6節 道路・橋りょう・トンネル等の地震・津波対策

担当部署	農林水産課 ◎建設課
------	------------

1 計画の方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおける道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと、道路機能の確保にあたる体制を整備する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策」に準ずる。

また、津波災害発生時に、道路を避難場所として活用できるようにするため、避難の安全性を検討した上で、避難階段等の整備を行うとともに、被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、道路施設等に海拔情報を表示し、道路利用者に海拔情報を提供するなど、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第7節 港湾・漁港施設の地震・津波対策

担当部署	農林水産課 商工観光課
------	-------------

1 計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震又は津波の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾・漁港施設の整備を進める。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第8節 港湾・漁港施設の地震対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第8節 港湾・漁港施設の地震対策」中「地震発生」とあるのは「地震又は津波の発生」と読み替えるものとする。

第8節 鉄道事業者の地震・津波対策

担当部署	復興推進課
------	-------

1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)は、地震又は津波が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第9節 鉄道事業者の地震対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第9節 鉄道事業者の地震対策」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

第9節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策

担当部署	農林水産課 ◎建設課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

① 治山・砂防施設の地震・津波対策

治山・砂防施設の地震又は津波に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

② 河川・海岸施設の地震・津波対策

国、県及び市は、津波による被害を防止し、又は軽減するために、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとする。各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によってはヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策」に準ずる。

第10節 農地・農業用施設等の地震・津波対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

① 各施設の共通的な災害予防対策

ア 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設については、震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ 震災時における円滑な応急措置を実施するため、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

エ 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

② 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋りょうについては、落橋防止装置を設ける。

③ 用排水施設の災害予防対策

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

④ ため池施設の災害予防対策

老朽化が甚だしく、また耐震構造に不安のあるため池について、計画的に現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づく計画的な施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震又は津波により農業用施設等が被災した場合に、市民等の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施すことができるようにする。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第11節 農地・農業用施設等の地震対策」に準ずる。

第11節 防災通信施設の整備と地震・津波対策

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第12節 防災通信施設の整備と地震対策」に準ずる。

第12節 放送事業者の地震・津波対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

放送は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおいて、緊急地震速報・震度情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に引き止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。

地震又は津波に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第13節 放送事業者の地震対策」に準ずる。

第13節 電気通信事業者の地震・津波対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第14節 電気通信事業者の地震対策」に準ずる。
この場合において、震災対策編 第2章「第14節 電気通信事業者の地震対策」中「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と読み替えるものとする。

第14節 電力供給事業者の地震・津波対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第15節 電力供給事業者の地震対策」に準ずる。

第15節 ガス事業者等の地震・津波対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① ガス事業者(都市ガス事業者及びL Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者)は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。
 - ア ガス供給設備及びL Pガス充てん所の耐震性の向上を図る。
 - イ ガス使用者に対して地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの安全措置を広報等により周知する。
 - ウ 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
 - ② ガス事業者は、指定避難所等への災害時における緊急供給体制を整備する。
 - ③ 市民は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。
 - ④ 市は、次の対策を行う。
 - ア 指定避難所等での代替燃料等を確保する体制を整備する。
 - イ 地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの安全措置等について普及・啓発を図る。
 - ⑤ 県は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの安全措置等について普及・啓発を図る。
- (2) 要配慮者に対する配慮
ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの安全措置について普及・啓発を図る。
- (3) 積雪期の対応
市民は、ガスメーター・配管及びL Pガス容器周辺の除雪に努める。
また、ガス事業者は、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第16節 ガス事業者等の地震対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第16節 ガス事業者等の地震対策」中「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるとき」と、「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「地震対策」とあるのは「地震及び津波対策」と読み替えるものとする。

第16節 上水道の地震・津波対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模地震又は津波による断・減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する給水対策を確立する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第17節 上水道の地震対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第17節 上水道の地震対策」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第17節 下水道等の地震・津波対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波による被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の耐震性強化を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。
- ② 市及び県は、被災箇所にはバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第18節 下水道等の地震対策」に準ずる。

第18節 危険物等施設の地震・津波対策

担当部署	環境生活課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震又は津波による災害の未然防止を図るため、市、事業者、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

- ① 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性及び耐浪性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震又は津波による災害発生の未然防止を図る。
- ② 市及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性及び耐浪性の強化を指導する。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、雪崩又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第19節 危険物等施設の地震対策」に準ずる。この場合において、震災対策編 第2章「第19節 危険物等施設の地震対策」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と、「耐震性」とあるのは「耐震性及び耐浪性」と、「耐震改修」とあるのは「耐震及び耐浪改修」と読み替えるものとする。

また、市及び県は、危険物施設等の管理者に対して、津波に対する安全性の確保及び防災訓練の実施を促進するものとする。

第19節 火災予防計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び県は、市民の地震、津波及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。また、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

市民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときの火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- ② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第21節 地震火災予防計画」に準ずる。

第20節 水防活動体制の整備

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおける水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、市、県及び国等の関係機関は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者関連施設については、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときに円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報や避難情報等の伝達体制の整備を図る。

(3) 積雪期の対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対して、水防管理団体である市は、体制を整備しておく。

具体的な計画は、風水害対策編 第2章「第22節 水防活動体制の整備」に準ずる。

第21節 廃棄物処理体制の整備

担当部署	環境生活課
------	-------

1 計画の方針

大規模な地震又は津波発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、地震又は津波の発生に伴う建物等のがれき及び避難所から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月 厚生省）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月 環境省）」を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（第7章 災害廃棄物処理計画）」を策定している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第22節 廃棄物処理体制の整備」に準ずる。

第22節 救急・救助体制の整備

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波等の大災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害の被害に遭うケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期の災害発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第23節 救急・救助体制の整備」に準ずる。

第23節 医療救護体制の整備

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第24節 医療救護体制の整備」に準ずる。

第24節 避難体制の整備

担当部署	能生事務所 青海事務所 市民課 福祉事務所 建設課 教育委員会 ◎消防本部
------	--

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

特に、市、県及び防災関係機関は、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難に関する情報等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- ② 指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
- ③ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ① 県、市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- ② 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ③ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 主な取組

- (1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
- (2) 警報、避難情報（避難指示等）等情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 避難に関する情報発令の客観的基準の設定に努める。
- (4) 避難誘導體制の整備に努める。
- (5) 想定される避難者数や移動距離等に留意し、指定避難所等の適正な配置に努める。
- (6) 高齢者等避難発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。

ア ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておく。

- イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておく。
- ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動する。
- オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておく。
- カ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
- キ 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難の呼びかけ並びに率先避難をすること。
- ク 徒歩による避難を原則とすること。

② 地域の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

- ア 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。
 - イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。
 - ウ 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。
 - エ 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難する。
 - オ 消防団員の活動上の安全を確保する。

③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意し、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

- ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。
 - (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意する。
 - (ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認する。
 - (エ) 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議する。
 - (オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知する。
- イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。
 - (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備する。
 - (ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備する。

④ 企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力を努める。

- ア 要配慮者等の避難を支援する。
- イ 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。

(2) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、次により体制を整備する。

① 津波避難計画の策定

市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知するものとする。

② 情報伝達体制の整備

ア 市は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

ウ 市は、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

エ 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

オ 市は、訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

カ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

キ 市は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

③ 避難指示等の発令基準の策定

市長は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ア 避難に関する情報の発令基準

津波警報等の種類に応じ、避難に関する情報を発令する。

津波警報等の種類	避難に関する情報の発出	伝達内容
地震観測 （上越地域で震度5弱以上の地震が観測された場合の直後）	（注意情報）	(1) J-ALERT 自動起動による防災行政無線等による放送 ・地震速報、津波への注意呼びかけ (2) 防災行政無線等による注意情報の伝達 ・地震速報、津波への注意呼びかけ
大津波警報 （新潟県上中下越に大津波警報が発表された場合）	避難指示	(1) J-ALERT 自動起動による防災行政無線等による放送 ・大津波警報（津波警報）の伝達 ・高台への避難指示 (2) 防災行政無線等による避難指示の伝達 ・大津波警報（津波警報）発表をもって避難指示を発令
津波警報 （新潟県上中下		

越に津波警報が発表された場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令範囲を津波浸水想定区域及び市長が予め定める範囲 ・大津波警報（津波警報）の伝達 ・高台への避難指示 ・津波到達時刻、津波高等の予測
津波注意報（新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合）	（注意情報）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線等による注意情報の伝達 ・津波注意報の伝達 ・津波への注意呼びかけ、海岸堤防海側から高台への避難指示 ・津波到達時刻、津波高等の予測

イ 避難に関する情報の伝達体制等

避難に関する情報の伝達体制・伝達方法については、第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

津波避難指示文例は、資料 17-12 のとおり。

④ 避難誘導體制の整備

ア 市は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

イ 市は、消防職員、消防団員、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

ウ 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導體制の整備を図り、避難訓練の実施に努めるものとする。

エ 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

⑤ 避難場所、避難所の指定

ア 市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある施設を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

エ 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

オ 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう

努めるものとする。

- カ 市は、指定避難所において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- キ 市は、緊急避難場所として利用可能な道路等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- ク 市は、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した指定避難所の整備に努めるものとする。
- コ 市は、指定避難所の指定にあたり、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- サ 即応体制の整備
- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理にあたる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (ウ) 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- (エ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織、自治会等と事前に協議しておくよう努める。
- (カ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (キ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- シ 福祉避難所の指定
- 障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるため、次の事項に留意して指定する。
- (ア) 福祉避難所は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (イ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアにあたる要員の配置等を事前に確認する。
- ス 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
- セ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- ソ 市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

タ 市は、各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

⑥ 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要なとなる市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、避難住民を迅速に把握し、県及び受入市町村等と連携して避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

⑦ 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示（緊急）等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。なお、防災マップの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

(3) 県の役割

① 津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示するものとする。

② 情報収集・連絡体制の整備

ア 県は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 県は、市町村、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。

ウ 県は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

エ 県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

③ 県民への防災に関する情報の提供

ア 地震及び津波に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

- イ 県の設置した震度計の震度情報等を気象庁を通じて県民に提供する。
- ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。
- ④ 市の避難体制整備の支援
 - ア 地域の危険情報の市への提供
 - (ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。
 - (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
 - (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
 - (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。
 - イ 市による避難情報の早期発出・伝達体制整備の支援
 - (ア) 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。
 - (イ) 市の避難情報発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
 - (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
 - (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市が発令する避難情報の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
 - ウ 避難場所、避難所等の確保への協力
 - (ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
 - (イ) 県の所管する公園整備等にあたり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
 - (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
 - (エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
 - エ 関係機関との情報交換体制の整備
 - (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する、
 - (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
 - (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
 - オ 避難場所が孤立した場合の搬送支援
 - 津波浸水等の事情により住民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。
- ⑤ 広域避難に係る市町村の調整
 - ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備への支援
 - 市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
 - イ 広域避難の受入に備えるための市の体制整備への支援
 - 避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。
 - ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等

を定めるよう努める。

エ 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 関係機関の役割

① 新潟地方気象台

ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報受信時の心得などの周知広報に努める。

イ 地震又は津波に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が身を守るために必要な情報等を随時提供する。

ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

② 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」に定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第25節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	市民課	環境生活課	◎福祉事務所	健康増進課	消防本部
------	-----	-------	--------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等は協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第26節 要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第26節 食料・生活必需品等の確保計画

担当部署	市民課 健康増進課 福祉事務所 農林水産課 商工観光課 ◎消防本部
------	--------------------------------------

1 計画の方針

地震又は津波発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(1) 基本方針

- ① 地震又は津波発生から3日程度の間（他の地域から食料及び生活必需品が届くなど、物流が確保されるために必要となる期間の目安）に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- ② 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ③ 市は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し燃料や物資等の提供又は調達の代行を要請する。
- ④ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、備蓄物資等の補充を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、食料の供給にあたって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等に配慮し、これらの者に必要な食料の備蓄に努める。また、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。
また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮するよう努める。県は、市の体制整備を支援する。
- ② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資について検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に事前配備するよう努める。
- ② 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の事前配備に努める。
- ③ 市は、避難所予定施設等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等の配備に努める。

(4) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第27節 食料・生活必需品等の確保計画」に準ずる。

第27節 学校等の地震・津波防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときにおける、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）での園児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

また、県、市及び学校設置者は、津波浸水想定地域における生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の確保や校舎の高層化など、各学校の実情等を踏まえた津波対策に取り組むものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や地震又は津波に備えた施設・設備の整備にあたっては、震災対策編第26節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第28節 学校等の地震防災対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第28節 学校等の地震防災対策」中「地震が発生した場合」又は「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

第28節 文化財の地震・津波防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者に地震又は津波災害への予防措置に係る指導・助言を行う。

また、文化財所有者は地震又は津波災害から文化財を保護するため、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震又は津波発生時の倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第29節 文化財の地震防災対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第2章「第29節 文化財の地震防災対策」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第29節 ボランティア受入れ体制の整備

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制の整備

糸魚川市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンターの体制を整備する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第30節 ボランティア受入れ体制の整備」に準ずる。

第30節 事業所等の事業継続

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第31節 事業所等の事業継続」に準ずる。

第31節 行政機能の保全

担当部署	全部署 ◎総務課
------	----------

1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、行政機能の保全に関して、本節に記載のない事項については、震災対策編 第2章「第32節 行政機関等の業務継続計画」に準ずる。

2 主な取組

- (1) 防災拠点の整備及び防災中枢機能の確保
- (2) 業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保
- (3) 必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備

3 それぞれの取組

(1) 市及び県の取組

① 防災拠点の整備

ア 市及び県は、行政関連施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により、施設の防災拠点化を図るものとする。

イ 市及び県は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討するものとする。

また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討するものとする。

② 防災中枢機能の確保

ア 市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるものとする。

イ 市及び県は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

ウ 市及び県は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

③ 業務継続性の確保

- ア 市及び県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- イ 特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- ウ 市及び県は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- エ 市及び県は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定し、業務継続の確保に努めるものとする。
- オ 市及び県は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。
- カ 市及び県は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。
- キ 市及び県は、機能喪失した役所機能の補完方法を検討する。
- ク 県は、効果的な避難者情報システムについて検討するとともに、避難元と避難先の自治体間における被災者情報の共有の運用を検討する。

④ データの保全

- ア 市及び県は、災害対応におけるICT部門の重要性を認識し、職員及び住民のICTリテラシーの向上を図るものとする。
- イ 市及び県は、ICT環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討するものとする。
- ウ 市及び県は、業務継続計画に基づき、業務に必要となる行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備するものとする。
また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備するものとする。
- エ 市及び県は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討するものとする。

(2) 防災関係機関の取組

防災関係機関は、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

1 計画の方針

市域に大規模な地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれのある場合には、市、県及び国をはじめとした防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

資料 2-1 初動体制基準

資料 2-2 糸魚川市災害対策本部組織図

資料 2-3 糸魚川市災害対策本部業務分掌

第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

大規模な地震又は津波が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第2節 防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

第3節 災害時の通信確保

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第3節 災害時の通信確保」に準ずる。

第4節 被災状況等収集伝達計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講ずる上での基幹となるものであることから、迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は相互に連携して迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民等への情報伝達を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第5節 被災状況等収集伝達計画」に準ずる。

第5節 広報計画

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがあるときは、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第6節 広報計画」に準ずる。

第6節 津波避難計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 福祉事務所 農林水産課
	商工観光課 建設課 都市政策課 教育委員会 ◎消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関は、地震発生から極めて短時間に津波が来襲するおそれもあることから、津波警報等を市民、学校、旅行者等の一時滞在者、漁業・港湾関係者及び船舶等に迅速に伝達する。

市民等は、津波に対する理解を深め、地震の揺れや津波警報等に留意するとともに、市等からの避難に関する情報を待つことなく、自ら率先し、高台等の安全な場所へ迅速に避難する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 迅速な避難

(ア) 海岸付近で強い揺れを感じたとき若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても大津波警報・津波警報が発表されたときは、ただちに沿岸部や川沿いから離れ、指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）、地域の緊急避難場所、又は付近の高台等の安全な場所へ避難する。

(イ) ラジオ・テレビ等により情報を入手するよう努める。

(ウ) 大津波警報・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

(エ) 津波注意報が発表されたときは、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(オ) 地震発生から極めて短時間に津波が来襲するおそれもあることから、市等からの避難に関する情報を待つことなく、自主的な判断で安全な場所へ避難する。

(カ) 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。

(キ) 自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難に繋がることを意識し迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

次の事項に留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

(ア) 津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 津波は発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず押し寄せる遠地津波の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

② 市の責務

市は、津波警報等の内容に応じて、あらかじめ定める基準により、的確に避難に関する情報を発令し、市民等の安全かつ効率的な避難体制の整備に努める。

③ 鉄道事業者、旅客航路事業者その他海岸付近に存在する施設の管理者の責務

津波発生のおそれがある場合において、旅客等を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用制限等の措置をとる。

(3) 要配慮者に対する配慮

市は、消防団、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、高齢者、障がい者等の要配慮者及び旅行者等への的確な情報伝達及び避難誘導體制の整備に努める。

(4) 積雪期の対応

市民、市及び関係機関は、避難路等の積雪又は凍結等による避難の困難さを勘案するものとする。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (20cm≦予想高さ≦1 m)	(標記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	---	------------------------	--

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ④ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ⑤ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時

	刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-------	---------	------------------------

(2) 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ア 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - イ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ア 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - イ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ア 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - イ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

(1) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準とその内容

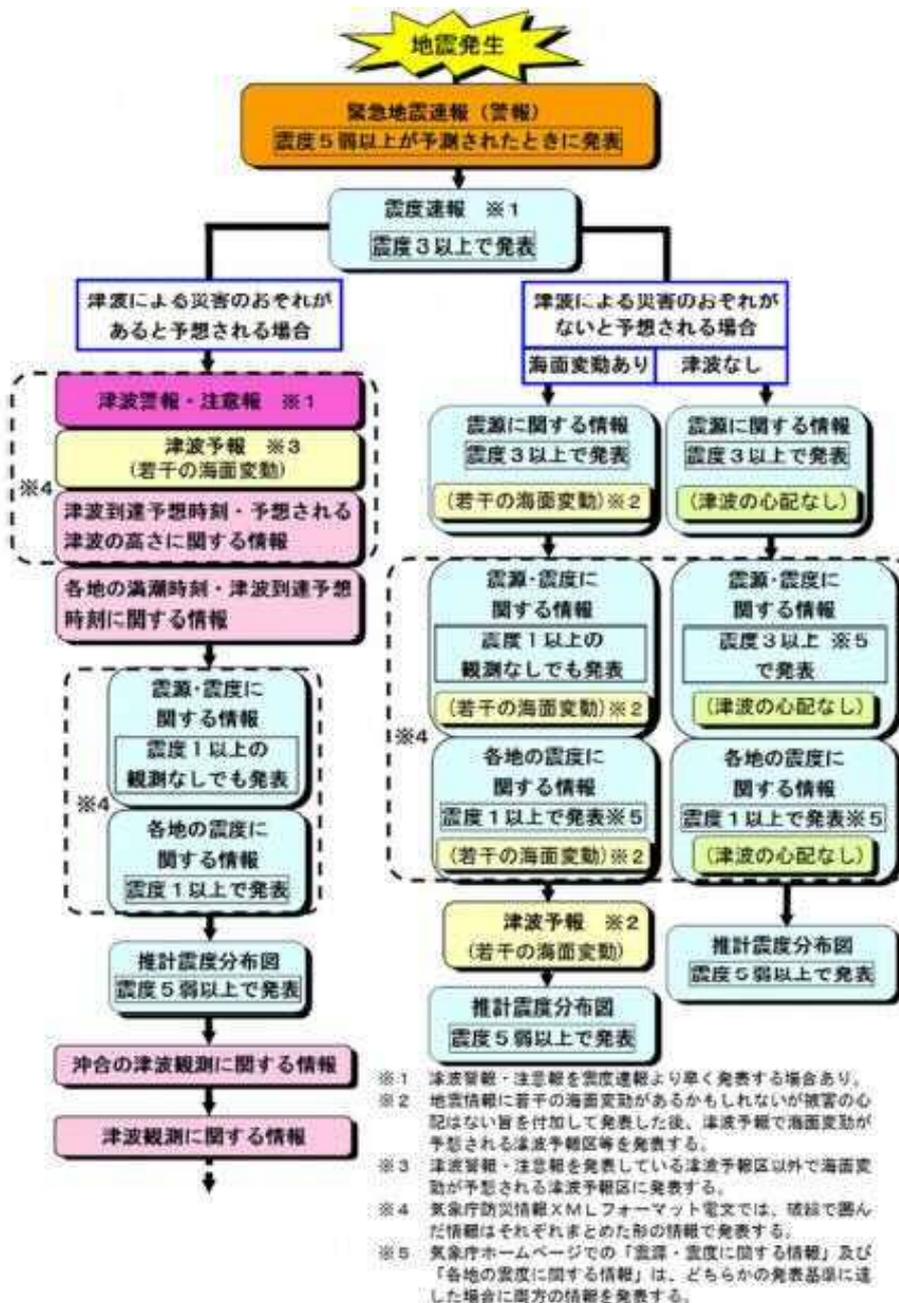
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 新潟県の津波予報区

津波予報区	区域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(3) 地震及び津波に関する情報発表の流れ

地震及び津波に関する情報



※上記の図は、以下の気象庁ホームページに掲載されています。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>

5 業務の体系

- 津波に関する情報収集及び監視
- ↓
- 津波警報等の伝達
- ↓
- 避難指示の実施
- ↓
- 避難誘導及び救助
- ↓
- 避難所等の確保
- ↓
- 避難所相互の移送
- ↓
- 広域避難対策
- ↓
- 帰宅困難者対策

6 業務の内容

(1) 津波に関する情報収集及び監視

① 関係機関

関係機関は、伝達系統による情報又はテレビ・ラジオ等の放送機関を通じて発表される情報を入手し、津波による被害が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

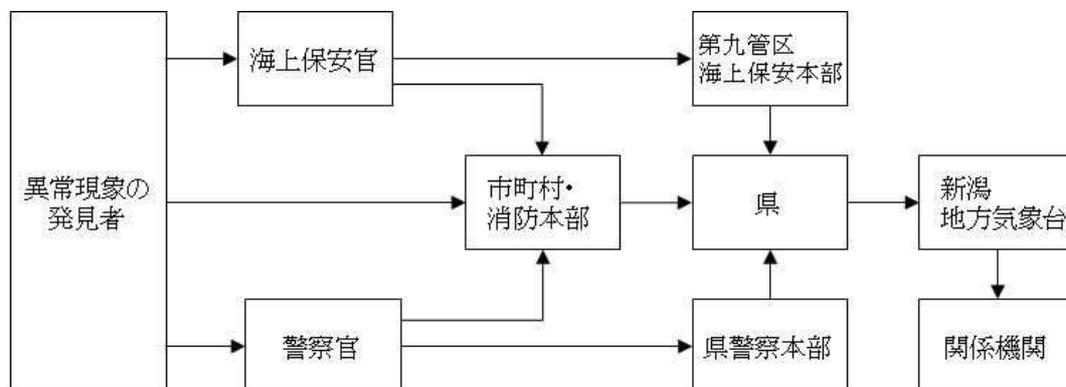
また、監視者の安全を十分確保した上で、津波監視を行う。

② 津波に係る現場情報

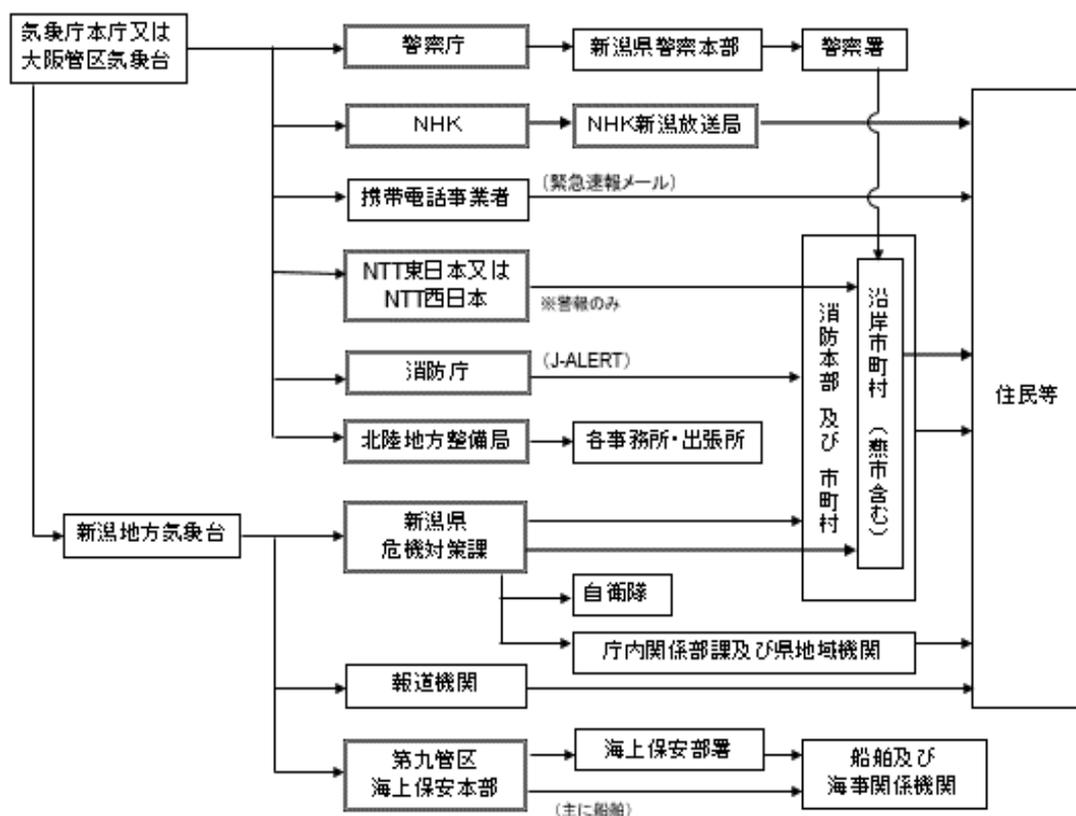
異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けたときは県に、警察官及び海上保安官がこれを受けたときは市を経由して県に、速やかに通報するものとし、県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

【異常現象発見時の速報系統図】



(2) 津波警報等の伝達



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急速報メールが携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

① 市の役割

市は、津波警報等の情報を迅速かつ正確に、市民、観光客等に伝達する。

情報伝達は、市防災行政無線(戸別受信機を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、CATV、安心メール、緊急速報メール、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

② 県の役割

県は、県防災行政無線その他の方法により、市及び防災関係機関に情報伝達する。情報伝達は、風水害対策編第3章「第3節 気象情報等伝達計画」に準じて行うものとする。

③ その他防災関係機関

その他防災関係機関は、風水害対策編第3章「第3節 気象情報等伝達計画」に準じて、関係機関等に対して情報伝達を行う。

(3) 避難指示等の実施

① 市の役割

ア 市は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震又は津波が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努めるものとする。

イ 市は、地域の特性等を踏まえつつ、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直

すよう努める。

避難に関する情報の発令基準は、第2章「第24節 避難体制の整備」に定める。
 ウ 市長は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示することができる。市長は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。

エ 市長は、必要と認める地域の居住者等に対して、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。市長は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。

オ 市長は、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

カ 市は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する

キ 市は、避難指示等の発令にあたっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。

ク 市は、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、市防災行政無線(戸別受信機を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、CATV、安心メール、緊急速報メール、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。

ケ 市は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

コ 市は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

② 県の役割

ア 県は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努めるものとする。

イ 県は、市が行う避難指示等の発令基準の策定や見直しを支援するものとする。

ウ 県は、市が行う避難指示等又は屋内での待避等の安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

エ 県は、市が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市に代わって、避難の指示等を実施するものとする。

③ その他防災関係機関等

市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立ち退きを指示することができる。立ち退き先を指示したときは、直ちに市に通知するものとする。

水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫しているとき、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示することができる。

指定行政機関(国土交通省、気象庁等)の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求

められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(4) 避難誘導及び救助

① 市の役割

ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、退避の判断基準も定めるものとする。

イ 市は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

ウ 市は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとする。

② 県の役割

ア 県は、市が策定する津波避難計画に係る指針を策定する。

イ 県は、市における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(5) 避難所等の確保

① 市の役割

ア 市は、発災時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

イ 市は、避難所の開設が必要な場合、本計画及び避難所開設・運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。

ウ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討するものとする。

② 県の役割

県は、市からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(6) 避難所相互の移送

市は、避難者を避難場所から避難所に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(7) 広域避難対策

① 市の役割

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への広域一時滞在については当該市町村に直接協議し、他の都道府県別の市町村への広域一時滞在については県に対し被災者の受入れに係る協議を求める。

② 県の役割

ア 県は、市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

イ 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

(8) 帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

第7節 避難所運営計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 教育委員会 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

指定避難所は、地震又は津波発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き先を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行い、運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女共同参画に十分に配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第8節 避難所運営計画」に準ずる。

第8節 避難所外避難者の支援計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 教育委員会 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第9節 避難所外避難者の支援計画」に準ずる。

第9節 自衛隊の災害派遣計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第10節 自衛隊の災害派遣計画」に準ずる。

第10節 輸送計画

担当部署	◎商工観光課 農林水産課 建設課 都市政策課
------	------------------------

1 計画の方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第11節 輸送計画」に準ずる。

第11節 警備・保安及び交通規制計画

担当部署	◎建設課 復興推進課 消防本部
------	-----------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部は、関係機関と緊密な連絡のもとに、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、市民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第12節 警備・保安及び交通規制計画」に準ずる。

第12節 海上における災害応急対策

担当部署	農林水産課 商工観光課 ◎消防本部
------	-------------------

1 計画の方針

津波発生時、海上においては、多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら津波による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第13節 海上における災害応急対策」に準ずる。

第13節 消火活動計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第14節 消火活動計画」に準ずる。

第14節 水防活動計画

担当部署	能生事務所 青海事務所 農林水産課 商工観光課 建設課 ◎消防本部
------	--------------------------------------

1 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、河川、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、水防管理団体（市、以下本節において「市」という。）及び県は必要な措置をとるものとする。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施するものとする。

なお、本節に記載のないものについては、風水害対策編第3章「第17節 水防活動計画」及び個別災害対策編「第1章 水防対策」に準ずる。

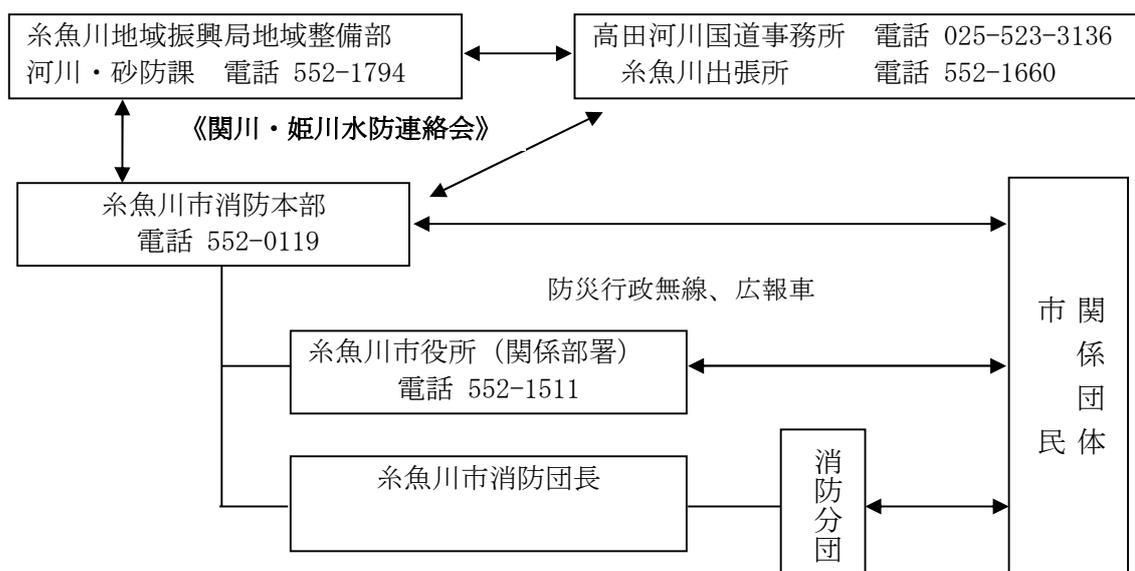
2 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

① 市は、津波に関する情報及び被害状況に応じ、次により配備態勢を整える。

配備態勢	配 備 内 容	配 備 時 期
第1配備態勢	消防本部消防防災課及び総務課に水防担当職員を配置し、情報の収集、各所属長への連絡、関係機関との連絡調整その他の事務に従事させる。	津波注意報が発表されたとき。 災害発生が予想されるとき。
第2配備態勢	消防本部消防防災課、総務課職員並びに関係所属長及びその指示を受けた職員は配置につき、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整えるものとする。なお、事態の推移によっては、第3配備態勢に移行できる態勢を確立しておく。	災害発生のおそれが高いと認められるとき。
第3配備態勢	全職員は、直ちに所定の配置につき水防対策にあたる。	津波警報以上が発表されたとき。 市全域にわたって災害が発生したとき、又は市全域ではないが、災害により甚大な被害が発生したとき。

② 水防態勢時における市内主要水防機関相互の連絡系統は、次のとおりとする。



③ 水防管理者は、次の基準により水防団（消防団）に配備指令を発令するものとする。

配備指令	配備内容	配備時期
待 機 準 備	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で、直ちに次の段階に入り得る態勢整備をしておく。	津波警報等が発表されたとき。
出 動	河川、海岸堤防等の巡視のため、消防団員を出動させる。	津波警報等が解除されたとき等、水防活動が安全に行える状態であり、かつ出動の必要があると認められたとき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発令するものとする。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報（津波）が発表されたとき。
- イ 知事から緊急に配備指示があったとき。

(2) 海岸、河川等の巡視

① 市、水防団（消防団）及び消防本部は、随時区域内の海岸、河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該海岸、河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

また、市は、巡視の結果や水防団（消防団）等から連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。

② 県は、必要に応じ海岸、河川巡視を実施するとともに、巡視の結果や市、水防団（消防団）及び消防本部等からの連絡により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急を実施する。

(3) 浸水区域の警戒

① 市は、適時に水防団（消防団）及び消防本部が浸水被害の警戒にあたるよう配備指令を発令する。

- ② 海岸保全施設や河川管理施設は、津波から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、市、水防団（消防団）及び消防本部は、出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。
- ア 海岸施設
- (ア) 過去に高潮や高波被害を生じた箇所
 - (イ) 二次被害防止の観点からの低標高箇所
 - (ウ) 主要河川構造物の設置箇所
- イ 河川施設
- (ア) 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
 - (イ) 過去に洪水被害を生じた箇所及び地形地質上の弱堤箇所
 - (ウ) 土砂災害防止の観点からの弱堤箇所
 - (エ) 二次被害防止の観点からの低標高箇所
 - (オ) 主要河川構造物の設置箇所
- (4) 警戒区域の設定
- 市、水防団（消防団）及び消防本部は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
- (5) 市民等の安全確保
- ① 市及び県は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。
 - ② 市は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。
 - ③ 市民等に対する避難勧告又は避難指示（緊急）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時機を失わないようにする。
特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、県警察、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。
 - ④ 避難を指示する場合には、市を管轄する糸魚川警察署長にその旨を通知する。
- (6) 被害拡大防止活動
- ① 市、水防団（消防団）及び消防本部は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその状況に関係者（高田河川国道事務所、糸魚川地域振興局、糸魚川警察署、糸魚川駅及びその他必要な団体）に通報する。
 - ② 市、水防団（消防団）及び消防本部は、決壊後も可能な限り被害の拡大防止に努める。
 - ③ 県は、津波によって著しく激甚な災害が発生した場合に、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。

3 水防警報（津波）及び水防情報の提供

- (1) 水防警報（津波）及び水防情報の提供を行う河川
- ① 国による指定河川
国が津波に対する水防警報を行う河川に、姫川が指定されており、高田河川国道事務所が水防警報及び水防情報を発表する。
 - ② 県による指定河川
県が津波に対する水防警報を行う河川には、市内の河川は指定されていない。

(2) 水防警報（津波）の発表基準

指定河川について、次の発表基準により水防警報（津波）が発表される。

種 類	発 表 基 準
待 機	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表をもって待機とし、国及び県は水防警報（津波）の「待機」を発表しない。
出 動	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ津波遡上が水防団待機水位を超過した場合などの必要と認めるとき。
解 除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときなど、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 「出動」を発表しない場合も「解除」は発表される。

■水防警報の対象となる指定水位観測所

河川名	観測所名	地名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)	堤防高	所 管
姫川	山本	大字 山本	0.59m	1.48m	1.92m	2.28m	5.20m	国土交通 省

(水位は零点表示)

(3) 水防警報（津波）の伝達

水防警報（津波）の伝達については、風水害対策編第3章「第4節 洪水予報・水防警報伝達計画」に準ずる。

なお、糸魚川地域振興局（地域整備部）は、国が発表する水防警報（津波）を関係機関に伝達する。（県は発表しない。）

第15節 救急・救助活動計画

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

地震又は津波により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第15節 救急・救助活動計画」に準ずる。

第16節 医療救護活動計画

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

地震又は津波により多数の負傷者が発生したとき、市は、糸魚川市医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第16節 医療救護活動計画」に準ずる。

第17節 防疫及び保健衛生計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなったりすることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第17節 防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第18節 こころのケア対策計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第18節 こころのケア対策計画」に準ずる。

第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

園児、児童、生徒の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画」に準ずる。

第20節 廃棄物の処理計画

担当部署	環境生活課
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波災害時には、大量に発生する生活ごみやがれき類、し尿等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保するため、市は、県、国、その他関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第20節 廃棄物の処理計画」に準ずる。

第21節 トイレ対策計画

担当部署	環境生活課 ◎ガス水道局
------	--------------

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第21節 トイレ対策計画」に準ずる。

第22節 入浴対策計画

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第22節 入浴対策計画」に準ずる。

第23節 食料・生活必需品等の供給計画

担当部署	◎市民課 福祉事務所 農林水産課 商工観光課 消防本部
------	-----------------------------

1 計画の方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県や民間業者、防災関係機関との連携により迅速かつ的確に供給する。

なお、浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター等を輸送手段として利用し、必要な食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第23節 食料・生活必需品等の供給計画」に準ずる。

第24節 要配慮者の応急対策

担当部署	環境生活課	◎福祉事務所	健康増進課	消防本部
------	-------	--------	-------	------

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

また、市、県等の行政と、日ごろ避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等との協働のもと支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第24節 要配慮者の応急対策」に準ずる。

第25節 建物の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
------	------------

1 計画の方針

地震又は津波発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第25節 建物の応急危険度判定計画」に準ずる。

第26節 宅地等の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
------	------------

1 計画の方針

地震又は津波により宅地被害が広範囲に発生した場合において、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、宅地被害に関する情報に基づき危険度判定を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第26節 宅地等の応急危険度判定計画」に準ずる。

第27節 学校等における応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波発生時、学校（幼稚園、保育園を含む。）における園児、児童、生徒、教職員等の安全確保のほか、学校施設の被災等に対する迅速な対応を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第27節 学校等における応急対策」に準ずる。

第28節 文化財応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

文化財所有者は、地震又は津波により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請するとともに、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第28節 文化財応急対策」に準ずる。

第29節 障害物の処理計画

担当部署	環境生活課	農林水産課	商工観光課	◎建設課	消防本部
------	-------	-------	-------	------	------

1 計画の方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点等を連絡する緊急交通路を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第29節 障害物の処理計画」に準ずる。

第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

担当部署	◎環境生活課 福祉事務所 消防本部
------	-------------------

1 計画の方針

大規模な地震又は津波では、建造物の倒壊、火災、浸水等により、多くの死者を出すことがある。市は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」に準ずる。

第31節 愛玩動物の保護対策

担当部署	市民課 ◎環境生活課
------	------------

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。

第32節 災害時の放送

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入電したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。放送にあたっては、要配慮者に対する配慮ならびに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第32節 災害時の放送」に準ずる。

第33節 公衆通信の確保

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第33節 公衆通信の確保」に準ずる。

第34節 電力供給応急対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第34節 電力供給応急対策」に準ずる。

第35節 ガスの安全、供給対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

市及びLPガス販売事業者は、地震又は津波発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第35節 ガスの安全、供給対策」に準ずる。

第36節 給水・上水道施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第36節 給水・上水道施設応急対策」に準ずる。

第37節 下水道等施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

下水道等施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第37節 下水道等施設応急対策」に準ずる。

第38節 危険物等施設応急対策

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

危険物等施設は、地震又は津波発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、危険物等施設については、地震及び津波による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第38節 危険物等施設応急対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第3章「第38節 危険物等施設応急対策」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第39節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課
------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

地震又は津波発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第39節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策」に準ずる。

第40節 港湾・漁港施設の応急対策

担当部署	農林水産課 商工観光課
------	-------------

1 計画の方針

地震又は津波により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震又は津波による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

なお、津波発生後の施設の緊急点検等については、津波警報等が解除され、津波による災害のおそれなくなった後に速やかに実施するものとし、点検者の安全確保を図るものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第40節 港湾・漁港施設の応急対策」に準ずる。

第41節 鉄道事業者の応急対策

担当部署	都市政策課
------	-------

1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第41節 鉄道事業者の応急対策」に準ずる。

第42節 治山・砂防施設等の応急対策

担当部署	能生事務所 青海事務所 農林水産課 商工観光課 ◎建設課 消防本部
------	--------------------------------------

1 計画の方針

治山、砂防等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第42節 治山・砂防施設等の応急対策」に準ずる。

第43節 河川・海岸施設の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	商工観光課	◎建設課
------	-------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

河川・海岸等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

なお、津波発生後の施設の緊急点検等については、津波警報等が解除され、津波による災害のおそれなくなった後に速やかに実施するものとし、点検者の安全確保を図るものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第43節 河川・海岸施設の応急対策」に準ずる。

第44節 農地・農業用施設等の応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、地震又は津波による被害を軽減するための措置を行うとともに、地震又は津波発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

なお、津波発生後の施設の緊急点検等については、津波警報等が解除され、津波による災害のおそれなくなった後に速やかに実施するものとし、点検者の安全確保を図るものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第44節 農地・農業用施設等の応急対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第3章「第44節 農地・農業用施設等の応急対策」中「地震発生直後」とあるのは「地震又は津波発生直後」と読み替えるものとする。

第45節 農林水産業応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波災害時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等の突然死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第45節 農林水産業応急対策」に準ずる。

第46節 商工業応急対策

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

地震又は津波災害時における商工業に係る事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続又は早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第46節 商工業応急対策」に準ずる。

第47節 応急住宅対策

担当部署	市民課 商工観光課 ◎建設課 都市政策課
------	----------------------

1 計画の方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第47節 応急住宅対策」に準ずる。

第48節 ボランティアの受入れ計画

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

市は、地震又は津波発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害ボランティア活動は、糸魚川市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第48節 ボランティアの受入れ計画」に準ずる。

第49節 義援金の受入れ・配分計画

担当部署	福祉事務所 ◎会計課
------	------------

1 計画の方針

大規模な地震又は津波による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第49節 義援金の受入れ・配分計画」に準ずる。

第50節 義援物資対策

担当部署	商工観光課 福祉事務所
------	-------------

1 計画の方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、発災直後に不特定多数の個人からの義援物資を受け取らないことを原則に「被災地が真に必要としているもの」の情報の的確な発信や民間業者との連携を図るとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第50節 義援物資対策」に準ずる。

第51節 災害救助法による救助

担当部署	総務課 財政課 ◎消防本部
------	---------------

1 計画の方針

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第51節 災害救助法による救助」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

担当部署	◎総務課 企画定住課 市民課 福祉事務所 商工観光課 建設課 都市政策課 会計課 教育委員会 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第1節 民生安定化対策」に準ずる。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

担当部署	総務課	財政課	◎福祉事務所	農林水産課	商工観光課
------	-----	-----	--------	-------	-------

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画」に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

担当部署	施設所管全部署	◎総務課	財政課	消防本部
------	---------	------	-----	------

1 計画の方針

公共施設等の地震又は津波による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第3節 公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第4章「第3節 公共施設等災害復旧対策」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第4節 災害復興対策

担当部署	◎総務課 企画定住課 財政課 農林水産課 商工観光課 建設課 都市政策課 消防本部
------	--

1 計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の理念から見て妥当なものとなるよう配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第4節 災害復興対策」に準ずる。

この場合において、震災対策編 第4章「第4節 災害復興対策」中「避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等」とあるのは「必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする」と読み替える。

また、次に掲げる事項を3『(2) 防災まちづくり』に加える。

市及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。